

導入 ～ 動画について ～

- ① 横浜市における市民後見人養成・活動支援 (5 : 10 から)
- ② 成年後見入門講座 (第 7 期 横浜市市民後見人養成課程 基礎編)
(14 : 43 から)
- ③ 第 7 期 横浜市市民後見人養成課程 実務編 (25 : 05 から)

市民後見人を目指す方⇒①～③すべて
成年後見入門講座のみ申込みの方⇒①・②
(③は任意)

} をそれぞれ視聴のうえ、
受講申込みとなります

1

導入 ～ 補足資料について ～

《補足資料一覧》

- 【資料 1】 横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書 <概要>
 - 【資料 2】 横浜市の市民後見人として活動するには
 - 【資料 3】 第 7 期 横浜市市民後見人養成課程 基礎編 実施要領
 - 【資料 4】 第 7 期 横浜市市民後見人養成課程 基礎編 カリキュラム
 - 【資料 5】 第 7 期 横浜市市民後見人養成課程 実務編 実施要領
 - 【資料 6】 第 7 期 横浜市市民後見人養成課程 実務編 カリキュラム
 - 【資料 7】 第 7 期 横浜市市民後見人養成課程に関するQ&A
 - 【資料 8】 ようこそ！将来の市民後見人の皆さまへ
- 動画のスライド資料

2

① 横浜市における市民後見人 養成・活動支援について

[令和6年3月配信]

横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター

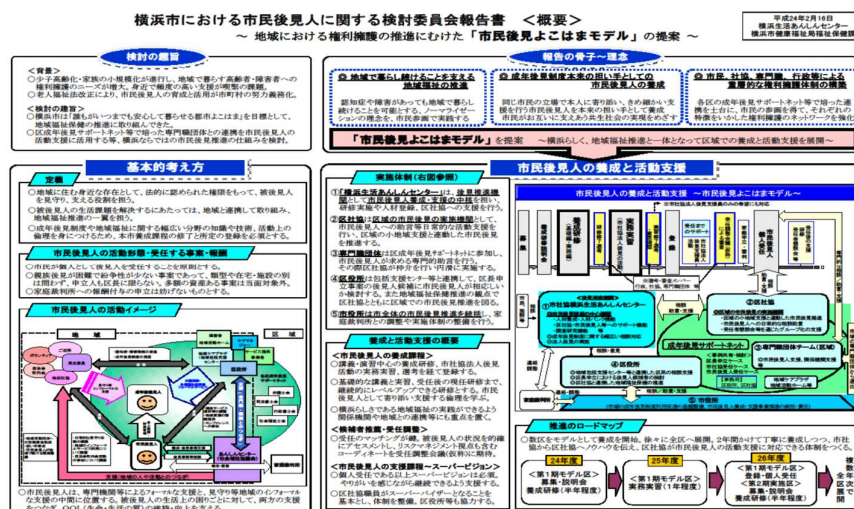
(成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関：よこはま成年後見推進センター)



ほら、
よこはまは
あったかい

以下の資料をご用意ください

【資料 1】横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書 <概要>



横浜生活あんしんセンター

- 権利擁護事業
- 法人後見事業
- 中核機関運営事業
(市民後見人養成・活動支援事業など)

5

横浜市における市民後見人とは

成年後見人とは

家庭裁判所（以下、「家裁」）からの審判を受け、福祉サービスの契約など身の回りのことや、財産管理を代わりに行い、*本人の生活を法的に支える個人・法人

*「本人」…認知症や障害などの理由で、成年後見制度を利用する方のことです

6

横浜市における市民後見人とは

市民後見人とは

- 養成課程などを修了した一般の市民による後見人
- 親族ではない、第三者の後見人として選任される

〈親族〉

〈第三者〉

弁護士 司法書士
社会福祉士 行政書士
法人後見団体 ……

市民後見人

7

横浜市における 市民後見人に関する検討委員会

報告書

概要版 ←こちらを使用して説明します

横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書

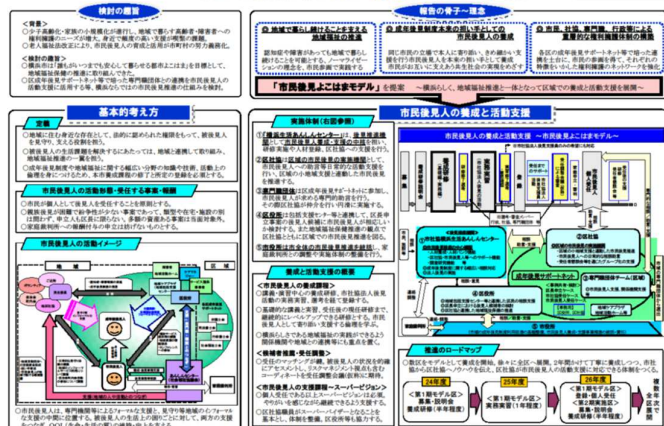
～地域における権利擁護推進にむけた「市民後見よこはまモデル」の提案～

横浜市における市民後見人に関する検討委員会

平成24年2月

横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書 <概要>

～地域における権利擁護の推進にむけた「市民後見よこはまモデル」の提案～



8

市民後見よこはまモデル

報告の骨子～理念

- 地域で暮らし続けることを支える地域福祉の推進
- 成年後見制度本来の担い手としての市民後見人の養成
- 市民、社協、専門職、行政等による重層的な権利擁護体制の構築

9

市民後見よこはまモデル

基本的考え方（１）定義

- 地域に住む身近な存在として、法的に認められた権限をもって、本人を見守り、支える役割を担う
- 本人の生活課題を解決するにあたっては、地域と連携して取り組み、地域福祉推進の一翼を担う

10

市民後見よこはまモデル

基本的考え方（１）定義

- 成年後見制度や地域福祉に関する幅広い分野の知識や技術、活動上の倫理を身につけるため、本市養成課程の修了と「横浜市市民後見人バンク」への登録を必須とする

11

市民後見よこはまモデル

基本的考え方（２）活動形態

個人として後見人を受任することが原則

＊ 市民の視点や地域性、活動の柔軟性等をいかすため

12

市民後見よこはまモデル

基本的考え方（３）報酬

- 後見人の報酬は、家裁の審判によって決まる
- 市民後見人も報酬付与の申立て可能

13

市民後見よこはまモデル

基本的考え方（４）受任するケース

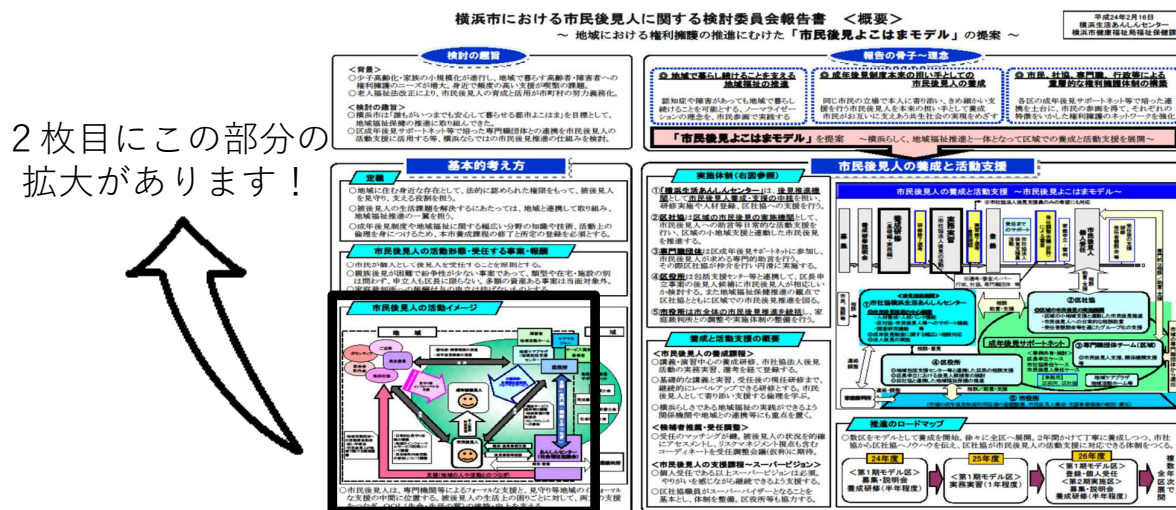
● 市民後見人受任ケースの基本 6 要件（令和 5 年度時点）

① 主に身上保護面で支援が必要である。 （地域で安心して生活できるよう、きめ細やかな見守りや迅速な対応、福祉サービスの契約等の支援が必要）
② 身近に支援する親族等がない等、相続関係等の紛争性やトラブルがない。
③ 多額の資産を有していない。
④ 専門的対応が必要な相続や債務整理等の法的手続が完了、または現時点で必要ない。
⑤ 相談支援機関（区役所・地域包括支援センター・基幹相談支援センター・区社協あんしんセンター）の関わりがあり、支援者のチーム調整が進んでいる。
⑥ その他、紛争性やトラブル等がない。

14

市民後見人の活動イメージ

【資料 1】横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書 <概要>



横浜市市民後見人バンク 登録者への支援

- 面談
- 定期研修
- 担当職員による、随時相談
- 専門職等（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士）

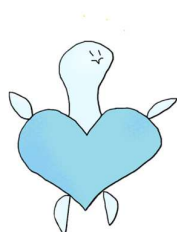
からの助言、

区役所、地域包括支援センター、基幹相談支援センターなど
関係機関との連携強化の「場」の提供

ご視聴ありがとうございました

引き続き、

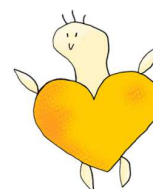
② 成年後見入門講座について
(第7期 横浜市市民後見人養成課程 基礎編)
をご覧ください



17

成年後見入門講座、
第7期 横浜市市民後見人 養成課程 説明動画

② 成年後見入門講座について
(第7期 横浜市市民後見人養成課程 基礎編)



以下の資料をご用意ください

【資料 2】 横浜市の市民後見人として活動するには

【資料 3】 第 7 期 横浜市市民後見人養成課程 基礎編 実施要領

【資料 4】 第 7 期 横浜市市民後見人養成課程 基礎編 カリキュラム

19

成年後見入門講座の位置づけ

令和 6 年 3 月～5 月	成年後見入門講座 説明動画を視聴	
6 月～8 月	成年後見入門講座 ※ 1 (市民後見人養成課程 基礎編)	市民後見人養成課程
令和 6 年 9 月～ 令和 7 年 3 月	市民後見人養成課程 実務編 ※ 1	

- 成年後見入門講座

＝ 第 7 期横浜市市民後見人養成課程 基礎編

- 市民後見人を目指す方以外にも、関心のある

横浜市内の方であれば、1 科目からでも受講可能

20

1 目的

認知症や知的障害、精神障害などにより、
判断能力が十分でない方であっても、
住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けること
を可能とする「ともに生きる」社会の実現が求められています。

成年後見制度や市民後見人を広く周知・啓発することで
地域における権利擁護のすそ野を広げるとともに、
地域における権利擁護の一翼を担う市民後見人を養成
するため、本課程を実施します。

21

2 主催

- 横浜市 健康福祉局 地域福祉保健部
福祉保健課
- 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
横浜生活あんしんセンター

22

3 内容

- 横浜市ならではの科目

- ・「倫理」
- ・「地域福祉概論」

など

23

4 受講対象

- (1) 市民後見人としての活動を目指す方
- (2) 本講座の内容に関心のある方

24

4 受講対象

(1) 市民後見人としての活動を目指す方

以下の項目を全て満たしている方を対象とします

- ① 横浜市内に在住していること * 在勤・在学者は対象外
- ② 本説明動画を視聴し、講座の趣旨を理解していること
- ③ すべてのカリキュラムを受講できる見込みがあること

25

4 受講対象

- ④ 横浜市の市民後見人養成に理解があり、
養成課程修了後に市民後見人として活動できること
- ⑤ 令和6年9月1日現在、25歳以上70歳未満であること
- ⑥ 第三者後見人等（他の団体の法人後見履行補助者及び
任意後見契約者を含む）として、他で受任していないこと
また、今後も受任しないこと
- ⑦ 民法で定める「後見人の欠格事由」に該当しないこと

26

4 受講対象

(2) 本講座の内容に関心のある方

以下の項目を全て満たしている方を対象とします

- ① 横浜市内に在住・在勤・在学していること
- ② 本説明動画を視聴し、講座の趣旨を理解していること

27

5 受講方法

(1) 動画配信

※収録された講義を期間内に視聴いただきます

配信期間：6月6日(木)～8月4日(日)（順次配信）

定員：人数制限なし

(2) 会場視聴

※(1)の受講が難しい方が対象

会場：横浜市健康福祉総合センター（中区桜木町1-1）

※収録された講義を会場にて視聴いただきます

定員：20名（先着順）

28

6 受講料

成年後見入門講座

受講料：無料

29

7 修了

修了要件

- (1) 全てのカリキュラムを受講していること
- (2) 効果測定の出点が8割以上であること

※修了者には「成年後見入門講座 受講修了証」を発行します

30

8 入門講座修了後

市民後見人を目指す方 ⇒ 実務編受講へ

関連する活動を希望される方 ⇒ 個別に情報提供

31

9 申込方法

資料 3 に記載の受講申込フォームから申込みください

32

申込期間

令和6年4月3日（水）10時

～令和6年5月24日（金）17時

33

申込み後の連絡

令和6年5月31日（金）17：00までに、
受講のご案内をメールで送信します

* 期日を過ぎてもメールが届かない場合は、下記までお問合せください
【横浜生活あんしんセンター】

TEL：045-201-2009

* 受付時間：平日9時～17時

* 平日17時以降および土・日・祝日は休館

34

ご視聴ありがとうございました

市民後見人を目指す方

⇒③ 第7期 横浜市市民後見人養成課程 実務編

成年後見入門講座のみ申込みの方

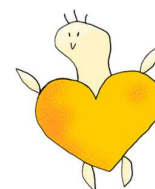
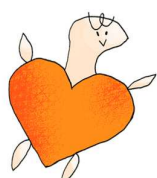
⇒申込みフォームから受講申込みをお願いします



35

成年後見入門講座、
第7期 横浜市市民後見人 養成課程 説明動画

③ 第7期 横浜市市民後見人
養成課程 実務編について



視聴前にご用意ください

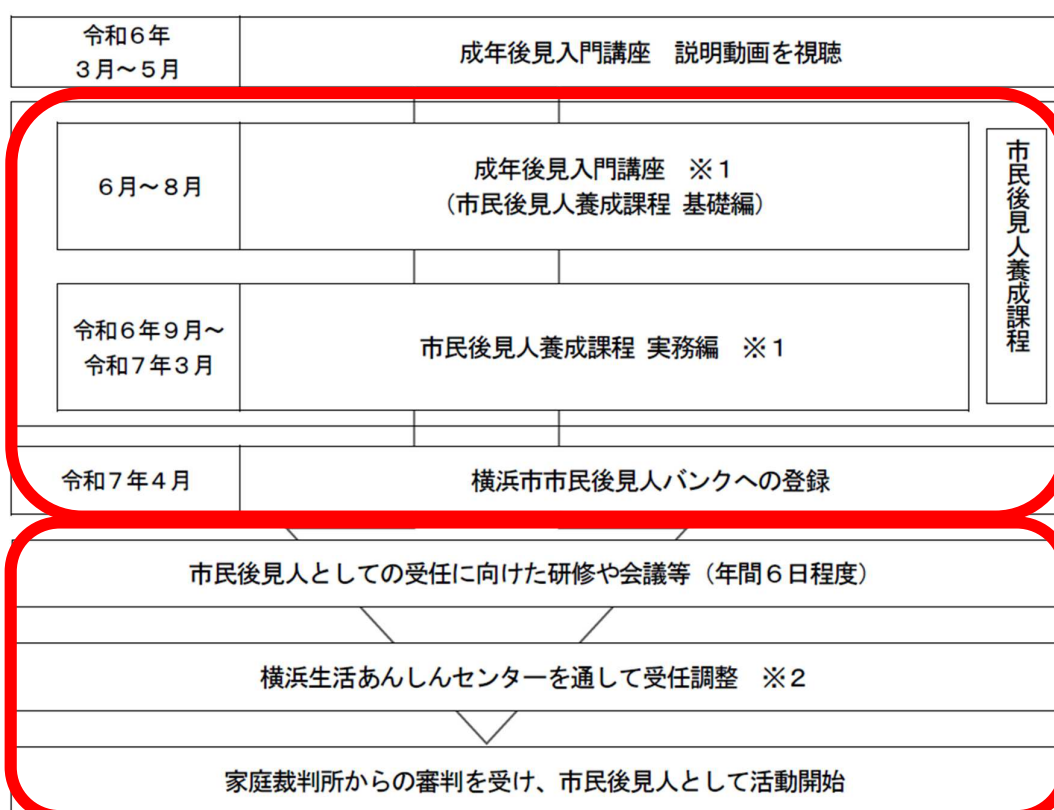
【資料2】 横浜市の市民後見人として活動するには

【資料5】 第7期 横浜市市民後見人養成課程 実務編 実施要領

【資料6】 第7期 横浜市市民後見人養成課程 実務編 カリキュラム

37

市民後見人として活動を開始するまで



38

1 目的

第7期 横浜市市民後見人養成課程 基礎編
(成年後見入門講座) 修了者を対象に、
地域における権利擁護の一翼を担う市民後見人
として、後見業務に必要な知識や技能の習得を
目指すため、本課程を実施します。

39

2 内容

- 後見業務の理解
- コミュニケーション技術
- 地域活動や福祉施設等での体験実習
- 実際の後見業務への同行実習 など

* 実務編の受講日、市民後見人バンク登録後の活動は、
平日日中が基本となります

40

3 受講対象

市民後見人としての活動を目指す方のうち、
以下の項目を全て満たしている方を対象とします。

- ① 成年後見入門講座を修了していること
- ② 横浜市内に在住していること * 在勤・在学者は対象外
- ③ 本説明動画を視聴し、講座の趣旨を理解していること
- ④ すべてのカリキュラムを受講できる見込みがあること

41

3 受講対象

- ⑤ 横浜市の市民後見人養成に理解があり、
養成課程修了後に市民後見人として活動できること
- ⑥ 令和6年9月1日現在、25歳以上70歳未満であること
- ⑦ 第三者後見人等（他の団体の法人後見履行補助者及び
任意後見契約者を含む）として、他で受任していないこと
また、今後も受任しないこと
- ⑧ 民法で定める「後見人の欠格事由」に該当しないこと

42

4 募集人数

40名

※選考あり

43

5 受講選考・決定

選考内容

- ・ 作文
- ・ 面談

※応募者数に関わらず選考を行います

44

6 受講料

受講料：15,000円

* 受講決定通知と併せて、受講料の支払い方法をご案内いたします
(払い込み後の返金不可)

45

7 申込み

申込期間：

令和6年7月17日(水) 10時

～令和6年8月5日(月) 17時

46

8 修了選考

以下の項目をもとに修了の可否を判断します

- ・ 原則全科目履修
- ・ 実務編受講状況
- ・ 実務編効果測定（小テスト等）
- ・ 個人面接

47

市民後見人養成課程の流れ

令和6年 3月～5月	成年後見入門講座 説明動画を視聴	市民後見人 養成課程
6月～8月	成年後見入門講座 ※1 (市民後見人養成課程 基礎編)	
令和6年9月～ 令和7年3月	市民後見人養成課程 実務編 ※1	
令和7年4月	横浜市市民後見人	
	市民後見人としての受任に向けた研修や	
	横浜生活あんしんセンターを通し	
	家庭裁判所からの審判を受け、市民後見人	

令和6年3月15日～ 入門講座/養成課程 説明動画



5月24日（金）17時 入門講座 受講申込締切



6月～8月4日 入門講座



8月5日（月）17時 実務編 受講申込締切

市民後見人養成課程の流れ

令和6年 3月～5月	成年後見入門講座 説明動画を視聴	市民後見人 養成課程
6月～8月	成年後見入門講座 ※1 (市民後見人養成課程 基礎編)	
令和6年9月～ 令和7年3月	市民後見人養成課程 実務編 ※1	
令和7年4月	横浜市市民後見人バンクへの登録	
	市民後見人としての受任に向けた研修や会 議等(年間6日程度)	
	横浜生活あんしんセンターを通 して	
	家庭裁判所からの審判を受け、市民	

令和6年 8月下旬 実務編 受講選考



9月中旬 実務編 受講選考結果通知



9月下旬～
令和7年 3月 実務編

市民後見人養成課程の流れ

令和6年 3月～5月	成年後見入門講座 説明動画を視聴	市民後見人 養成課程
6月～8月	成年後見入門講座 ※1 (市民後見人養成課程 基礎編)	
令和6年9月～ 令和7年3月	市民後見人養成課程 実務編 ※1	
令和7年4月	横浜市市民後見人バンクへの登録	
	市民後見人としての受任に向けた研修や会 議等(年間6日程度)	
	横浜生活あんしんセンターを通 して	
	家庭裁判所からの審判を受け、市民	

令和7年 2月 実務編 面接

↓ (受講状況、効果測定、面接を基に選考)

令和7年 3月 実務編 修了式



4月 「横浜市市民後見人バンク」登録

現登録者からのメッセージ

人生の伴奏者として少しでもより良い生活を送っていただく手助けをさせていただくことで、**自らが成長していく実感を得ることができる活動**です。

横浜生活あんしんセンターの**手厚いサポートが有ります**ので、安心して申し込んでください。応援しています。



【資料8】に皆様への多くのメッセージを掲載しています



51

やりがいのある活動なので、仕事を持ちながらも**時間をうまく使えばできる**と思いますよ！

自分自身のものの見方もひろがり、世界が変わると思います。

今後**市民後見人活動を通して共に意識を高め**、分かち合いましょう！

成年後見入門講座 申込み

資料3に記載の受講申込フォームから申込みください

成年後見入門講座 申込期間

令和6年4月3日（水）10時

～令和6年5月24日（金）17時

53

長時間のご視聴

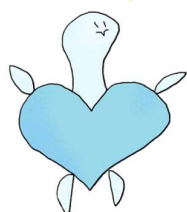
ありがとうございました

『地域でひとに寄り添いともに歩む実践～

あなたも市民後見人になりませんか～』

皆さまからの

申込みをお待ちしております！



54